

<p>燃料電池については、内閣官房及び関係府省は、平成17年を目途に安全性の確保を前提としつつ、包括的な規制の再点検を行う。また、関係府省は、燃料電池自動車、住宅用燃料電池の開発・普及を推進する。</p>	<p>経済産業省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料電池自動車、住宅用等定置用燃料電池の開発・普及を推進するため、平成15年度燃料電池関連予算案において前年度比約87億円にあたる約307億円を計上したところ。 ・燃料電池の初期段階の普及が円滑に進むよう内閣官房に設置された「燃料電池実用化に関する関係省庁連絡会議」において、昨年10月に安全性の確保を前提とした規制の再点検スケジュール等を取りまとめた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年10月、包括的な規制の再点検をとりまとめたことを受けて、昨年12月2日には当省を含め政府全体で5台の燃料電池自動車の率先導入を世界に先駆けて行った。 ・これにより、自動車メーカーによる技術開発の加速化を促すとともに、我が国が燃料電池の実用化・普及に向け、積極的な取り組みを行っていることを国内外に発信することができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・燃料電池の基本性能の向上 高効率化、低コスト化、耐久性の向上など ・燃料開発と燃料供給インフラの整備 ・基準、標準等のソフトインフラの整備(規制の見直しを含む) ・社会的受容性の向上など 	<ul style="list-style-type: none"> ①燃料電池自動車、住宅用等定置用燃料電池の開発、普及を促進するため、産学官の適切な役割の下、戦略的技術開発、実証試験、基準・標準等整備事業、普及啓発等の関連施策の強化を図る。 ②民間が行う水素の安全対策技術の開発を支援し、規制の再点検プロセスに貢献することを旨とする。 ③関係省庁連絡会議に定められた包括的な規制の再点検のスケジュールに沿って、平成17年を目途に検討を着実に進めていく。
--	--------------	---	---	---	---

<p>関係府省は、平成14年度から、人材育成、映像やコンテンツの流通市場の構築、知的財産権保護等の推進を通じて、ゲームソフト、アニメーション、放送ソフト等コンテンツ産業を育成する。</p>	<p>経済産業省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「コンテンツ流通促進検討会の開催」コンテンツ・ビジネスモデルの進化・発展を加速するために必要な方策を検討、平成14年7月に報告書を取りまとめた。 ・コンテンツファイナンス研究会を設立し、信託関連法、商品ファンド法の見直しなどにより、外部資金の調達が見直しとなるような環境整備について議論を行った。(平成14年度中に提言とりまとめ) ・「コンテンツ海外流通促進機構の設立」著作権関係団体やコンテンツ産業等が積極的に海外に事業展開を図るとともに、海外における海賊版対策を講じていくための民間組織として、文化庁と経済産業省が関係者に設立を呼びかけ、平成14年8月2日に設立。本機構は平成14年4月に発足した知的財産全体の保護を促進する民間組織である「国際知的財産保護フォーラム」に参加している。 ・コンテンツ制作基盤ツール等の開発、プロデューサー・クリエイターの発掘、育成のためのコンテンツ制作プロジェクト支援を実施(平成14年度)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・放送番組等の作成等に係る下請取引を規制対象に追加すること等を柱とした「下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案」を第156回通常国会に提出。 ・アニメーションにおけるモデル契約の策定を行い、適切な契約を励行した。 ・「対中官民合同ミッション(平成14年12月)」、「日中韓三カ国コンテンツ産業シンポジウム(14年12月)」、「日台ホットライン(14年度立ち上げ)」等において、中国、韓国、台湾のコンテンツ担当部局に海賊版取締り強化の働きかけを行った。 ・コンテンツ制作基盤ツール等の開発、プロデューサー・クリエイターの発掘、育成のためのコンテンツ制作プロジェクト支援を実施(平成14年度)。3DCGなど高度な技術を活用した優れた作品とともに、優秀なクリエイターを創出した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・コンテンツ産業においては、コンテンツそのものの価値を創り出す制作部門が流通及び消費段階におけるボトルネックにより「下請化」し、必ずしも成果に応じたりターンが得られない結果、優秀な人材を確保し続けることができず、本来のポテンシャルを発揮できない状況。 ・アジアを中心に強い競争力を有している我が国コンテンツは、海賊版の横行により、正規版コンテンツによる海外展開が困難な状況。 ・コンテンツ産業は、ひとつのコンテンツを様々な形で戦略的に活用することにより、その経済的価値が飛躍的に拡大する特質がある。 ・こうした戦略的活用を行うためには、コンテンツ産業の足腰の強化としてのクリエイターの育成はもとより、関連法制(著作権法、契約法など)、資金調達手法、海外との取引実務などの知識・ノウハウといったプロデュース機能をもった人材(プロデューサー)が不可欠。 ・また、ブロードバンド時代の到来に向けてインフラ等の整備が進みつつある一方、優れたクリエイターのアイデアを実現する技術的ボトルネックにより、新しいコンテンツビジネスが進展していない。 ・こうした認識の下、プロデュース機能の知識・ノウハウを体系化するとともに、具体的な人材育成手法を策定するとともに、技術的課題への対応を図り、クリエイションがビジネスに結びつき、クリエイターに利益が還元され、優れたコンテンツが生み出され続ける環境を整備することが重要。 	<ul style="list-style-type: none"> ①関係事業者に対し、取引関係についてのアンケート、ヒアリング等の実態調査を行う。 ②総務省とも連携しつつ、アニメ以外のモデル契約の策定を行う。 ③コンテンツ海外流通促進機構等民間団体や各企業において海賊版対策、海外展開を促すため、コンテンツの種類別に損害の実数推計や侵害者の大まかな分布などの基礎的なデータにつき、アジア地域における我が国コンテンツの海賊版に関する実態調査などを実施する。 ④プロデュース機能強化のための基盤整備を行う。エンタテインメント関連法制、資金調達手法、マーケティング手法、資金管理手法、海外との取引の実務などを盛り込んだ具体的なプロデューサー育成のためのプログラムを策定するとともに、実験的に当該プログラムをいくつかの機関で実施し、さらにその評価を行う。 ⑤ブロードバンドコンテンツの流通拡大を目指すとともに、クリエイターの斬新なアイデアを実現するため、配信技術、セキュリティ技術などブロードバンド事業参入の技術的課題について制作支援、事業化支援を行う。 ⑥スキルスタンダードの設定、国内表彰制度の再編などを含む体系だったクリエイション機能強化プログラムを策定する。
--	--------------	--	---	---	---

<p>対内直接投資阻害要因を除去する。このため、関係府省は、国境を越えた合併・買収に関する制度整備、政府関係情報のワンストップ・サービスの推進、地方の特色を生かした企業誘致施策、規制業種への対内投資促進、外国人医師の受入れ拡充や二国間社会保障協定締結の促進を推進する。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>・いわゆる「合併等対価の柔軟化」に関する商法の特例を含む産業活力再生特別措置法の改正案を国会に提出中。これにより、政府に計画認定を受けた事業者は、外国会社を含む親会社株式又は現金を対価として合併等を行うことが可能となることが期待される。</p> <p>・政府関係情報のワンストップ・サービスの推進について、平成15年度予算で「対内直接投資誘致総合支援事業」として、ワンストップ・センターの新設、海外企業誘致事業等、対内直接投資の誘致体制を抜本的に強化する事業のための予算を計上。 (予算額:10億円)(新規)</p> <p>・地域の特色を生かした企業誘致施策について、平成15年度予算で「先進的対内直接投資推進事業」として、地域の情報分析、外国企業の招い、企業誘致、進出企業立上支援等、地域への対内直接投資の拡大に資する事業のための予算を計上。 (予算額:5億円)(新規)</p>	<p>・現在国会で審議中</p> <p>・平成15年度予算案を作成(事業は15年度のものであるため、着実な実施に向けて準備中)</p> <p>・平成15年度予算案を作成し、現在先進的自治体を公募中</p>		<p>・本改正案の国会での通過後、事業者からの申請を受けて計画認定を行う。</p> <p>・ワンストップ・センターにおける一元的な情報提供や、海外における外国企業の誘致やその日本への招へいを行う。</p> <p>・選定した自治体と協力して外国企業の誘致を実施する。</p>
<p>(6) 2② 対内直接投資拡大・頭脳流入の拡大</p>	<p>内閣府等</p>	<p>対日投資会議専門部会が「対日投資会議専門部会報告」をとりまとめ、対日投資会議がこれを受けて声明を発表する予定。</p>	<p>平成14年度末までには特になし</p>	<p>・外国人の生活環境の改善、外国人技術者、経営者などの入国管理の見直し、人材の確保の円滑化</p>	<p>本年度末までにとりまとめられている「対日投資会議専門部会報告」を確実に実施する。</p>

<p>関係府省は、引き続き、電子商取引、知的財産保護や標準化、競争政策や投資にかかるルール作り等、国際的ルール作りへ積極的な貢献を行う。</p>	<p>経済産業省 外務省 総務省 公正取引委員会 財務省 文部科学省</p>	<p>・新ラウンドにおけるルール策定、自由化に貢献すべく、非農産品市場アクセス、アンチ・ダンピングの規律強化、貿易と環境、貿易と投資、貿易と競争など様々な分野において、我が国としての提案文書を提出してきたところ。</p> <p>・2003年2月14～16日には、東京においてWTO非公式閣僚会議を開催。経済産業省からは平沼大臣が出席し、閣僚間での意見交換を通じて、相互の問題意識について理解を深めた。</p> <p>・「コンテンツ海外流通促進機構の設立」著作権関係団体やコンテンツ産業等が積極的に海外に事業展開を図るとともに、海外における海賊版対策を講じていくための民間組織として、文化庁と経済産業省が関係者に設立を呼びかけ、平成14年8月2日に設立。本機構は平成14年4月に発足した知的財産全体の保護を促進する民間組織である「国際的財産保護フォーラム」に参加している。</p> <p>・権利者、コンテンツ制作者、提供事業者の間における権利情報などのメタデータ交換インターフェイスを統一し、EDI化するための仕組みを開発するため、実地検証を実施。</p>	<p>・WTO新ラウンドの交渉期限は2005年1月1日となっており、現在交渉継続中。</p> <p>・「対中官民合同ミッション（平成14年12月）」、「日中韓三方国コンテンツ産業シンポジウム（14年12月）」、「日台ホットライン（14年度立ち上げ）」等において、中国、韓国、台湾のコンテンツ担当部局に海賊版取締り強化の働きかけを行った。</p> <p>・権利者、コンテンツ制作者、提供事業者の間における権利情報などのメタデータ交換インターフェイスを統一し、EDI化を実現。</p>	<p>・アジアを中心に強い競争力を有している我が国コンテンツは、海賊版の横行により、正規版コンテンツによる海外展開が困難な状況。</p> <p>・ブロードバンド時代の到来に向けてインフラ等の整備が進みつつある中、不正コピー等の問題により、新しいコンテンツビジネスが立ち上がらない状況にある。</p>	<p>③各交渉分野ごとに定められた交渉スケジュールに則り、実質的な交渉を進めていく。</p> <p>③我が国としては、既存の貿易ルールの強化（アンチ・ダンピング等）や新たなルールの策定（投資ルール等）、諸外国の関税引き下げ等に重点を置き、産業界のニーズに留意した戦略的交渉を実施していく。</p> <p>③コンテンツ海外流通促進機構等民間団体や各企業において海賊版対策、海外展開を促すため、コンテンツの種類別に損害の実数推計や侵害者の大まかな分布などの基礎的なデータにつき、アジア地域における我が国コンテンツの海賊版に関する実態調査などを実施する。</p> <p>③コンテンツ流通関連事業者（権利団体、利用者、配信事業者）の実態調査を行い、コンテンツEDIの業務仕様を明らかとし、これに従ったシステム開発と実証実験を行う。</p> <p>③ブロードバンドに関する配信技術、セキュリティ技術、高画質の動画表現技術等の技術的課題の解決に対して補助することによりコンテンツ制作事業者によるブロードバンド事業参入に対するボトルネックの解消を図る。</p>
--	--	---	--	---	---

<p>総務省及び関係府省は、平成14年度中にアジア地域におけるブロードバンド環境整備の目標を明確化した「アジア・ブロードバンド計画」を策定するとともに、アジア諸国との協働体制を立ち上げ、官民の役割分担等について検討を行い、具体的な措置を盛り込んだアクションプランを策定する。</p>	<p>経済産業省 総務省 文化庁</p>	<p>・「コンテンツ海外流通促進機構の設立」著作権関係団体やコンテンツ産業等が積極的に海外に事業展開を図るとともに、海外における海賊版対策を講じていくための民間組織として、文化庁と経済産業省が関係者に設立を呼びかけ、平成14年8月2日に設立。本機構は平成14年4月に発足した知的財産全体の保護を促進する民間組織である「国際知的財産保護フォーラム」に参加している。 ・権利者、コンテンツ制作者、提供事業者の間における権利情報などのメタデータ交換インターフェイスを統一し、EDI化するための仕組みを開発するため、実地検証を実施。</p>	<p>・「対中官民合同ミッション（平成14年12月）」、「日中韓三カ国コンテンツ産業シンポジウム（14年12月）」、「日台ホットライン（14年度立ち上げ）」等において、中国、韓国、台湾のコンテンツ担当部局に海賊版取締り強化の働きかけを行った。 ・権利者、コンテンツ制作者、提供事業者の間における権利情報などのメタデータ交換インターフェイスを統一し、EDI化を実現。</p>	<p>・アジアを中心に強い競争力を有している我が国コンテンツは、海賊版の横行により、正規版コンテンツによる海外展開が困難な状況。 ・ブロードバンド時代の到来に向けてインフラ等の整備が進みつつある中、不正コピー等の問題により、新しいコンテンツビジネスが立ち上がらない状況にある。</p>	<p>③コンテンツ海外流通促進機構等民間団体や各企業において海賊版対策、海外展開を促すため、コンテンツの種類別に損害の実数推計や侵害者の大まかな分布などの基礎的なデータにつき、アジア地域における我が国コンテンツの海賊版に関する実態調査などを実施する。 ③コンテンツ流通関連事業者（権利団体、利用者、配信事業者）の実態調査を行い、コンテンツEDIの業務仕様を明らかとし、これに従ったシステム開発と実証実験を行う。 ③ブロードバンドに関する配信技術、セキュリティ技術、高画質の動画表現技術等の技術的課題の解決に対して補助することによりコンテンツ制作事業者によるブロードバンド事業参入に対するボトルネックの解消を図る。</p>
<p>二. 金融システム改革</p>					
<p>経済産業省は、企業の壁を越えた大胆な事業再編や産業再編を促進するために、産業活力再生特別措置法を平成14年度中に抜本強化に向けて見直す。その際、あわせて時限的に設備廃棄・雇用調整等の円滑化、企業組織再編の円滑化、分離独立による再生等を通じた産業再編の促進を図る。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>・産業再生法の抜本改正案を1月28日に閣議決定し、国会に提出。</p>	<p>既存の事業再構築計画に加えて新たに3計画の認定制度を追加。また、税制、政策金融等の措置、商法の特例について、支援措置を大幅に拡大。</p>	<p>現行法は、平成15年3月末を申請期限としているため、事業者が計画申請を行う期間に中断が生じないよう、法案の早期の成立が必要。</p>	<p>①法案の成立。 ②新法の的確な運営。</p>

		・政策投資銀行による事業再生ファンドへの出資制度を拡充。産業再編に資する事業を対象に加えた。	産業活力再生特別措置法に規定する基本指針に則った取組を行う企業に対して出資を行う事業にも措置。		産業再生法との整合性を確保しつつ、着実なファンド出資を行う。
関係府省は、中堅企業等の徹底した経営改革を推進するため、事業再生を進める融資制度を整備する。	財務省、経済産業省	日本政策投資銀行において、中堅企業等の徹底した経営改革を推進するための融資制度（事業構造改革促進融資）を創設（平成14年7月16日）。	経営改革に遅れの見られる中堅企業等において抜本的経営改革計画が策定（融資相談中の企業において実施）。	15年3月期決算を受けた経営改革計画等への対応。	①14年度内に実績が出る方向で調整中。 ②15年3月期決算を受けた経営改革計画の策定等に伴い実績増加の見通し。 ③16年3月期決算を受けた経営改革計画の策定等に適切に対応。

<p>文部科学省、経済産業省は、関係府省と協力して、平成14年度、日本の文化の産業化を推進する。</p>	<p>経済産業省 文部科学省</p>	<p>・「コンテンツ流通促進検討会の開催」コンテンツ・ビジネスモデルの進化・発展を加速するために必要な方策を検討、平成14年7月に報告書を取りまとめた。 ・コンテンツファイナンス研究会を設立し、信託関連法、商品ファンド法の見直しなどにより、外部資金の調達が可能となるような環境整備について議論を行った。(平成14年度中に提言とりまとめ) ・「コンテンツ海外流通促進機構の設立」著作権関係団体やコンテンツ産業等が積極的に海外に事業展開を図るとともに、海外における海賊版対策を講じていくための民間組織として、文化庁と経済産業省が関係者に設立を呼びかけ、平成14年8月2日に設立。本機構は平成14年4月に発足した知的財産全体の保護を促進する民間組織である「国際知的財産保護フォーラム」に参加している。</p>	<p>・放送番組等の作成に係る下請取引を規制対象に追加すること等を柱とした「下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案」を第156回通常国会に提出。 ・アニメーションにおけるモデル契約の策定を行い、適切な契約を励行した。 ・「対中官民合同ミッション(平成14年12月)」、「日中韓三方国コンテンツ産業シンポジウム(14年12月)」、「日台ホットライン(14年度立ち上げ)」等において、中国、韓国、台湾のコンテンツ担当部局に海賊版取締り強化の働きかけを行った。</p>	<p>・コンテンツ産業においては、コンテンツそのものの価値を創り出す制作部門が流通及び消費段階におけるボトルネックにより「下請化」し、必ずしも成果に応じたりターンが得られない結果、優秀な人材を確保し続けることができず、本来のポテンシャルを発揮できない状況。 ・アジアを中心に強い競争力を有している我が国コンテンツは、海賊版の横行により、正規版コンテンツによる海外展開が困難な状況。 コンテンツ産業の発展、国際競争力強化は、コンテンツ産業自体の付加価値増、雇用拡大のみならず、観光、製造業等を含む我が国の「ブランド価値」向上に資するものである。こうした認識から、コンテンツ産業の海外展開の強化、東京映画祭等各種イベントの有効活用により、「ジャパン・ブランド」価値の向上を図る。</p>	<p>③関係事業者に対し、取引関係についてのアンケート、ヒアリング等の実態調査を行う。 ③総務省とも連携しつつ、アニメ以外のモデル契約の策定を行う。 ③コンテンツ海外流通促進機構等民間団体や各企業において海賊版対策、海外展開を促すため、コンテンツの種類別に損害の実数推計や侵害者の大まかな分布などの基礎的なデータにつき、アジア地域における我が国コンテンツの海賊版に関する実態調査などを実施する。 ④東京国際映画祭を頂点とする地方を含む国内映像イベントの再編・強化を図り、ブランド力の強化、観光・製造業等他産業との連携強化を行う。 ④国内コンテンツ産業による海外展開を拡大するため、JETRO等も活用し、見本市機能の拡充、海外進出等に対する支援策の創設を図る。 ④イベント、見本市などの活用によるコンテンツ産業をコアとした「ジャパンブランド」の確立を含む総合的な海外展開支援策を講じる。</p>
--	------------------------	---	---	---	--

ホ. その他の制度改革

<p>関係府省は、平成15年度から健康寿命の増進のための医療、健康、バイオテクノロジーの科学技術予算等の重点化を図る。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>研究開発の成果が迅速に事業化に結びつき、産業競争力強化に直結し経済活性化に資する研究開発プロジェクトを加速的に推進するため、平成14年度補正予算として以下の事業を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●バイオ・IT融合機器 開発プロジェクト (12.1億) ●糖鎖エンジニアリングプロジェクト (10.8億) <p>また平成15年度政府原案では、平成14年度から策定した「健康維持・増進のためのバイオテクノロジー基盤研究プログラム」、「健康寿命延伸のための医療福祉機器高度化プログラム」にそれぞれ130億円、31億円を配分。</p>	<p>研究開発成果が実用化に直結するような経済活性化のプロジェクトの創設と既存プロジェクトの徹底した見直しを実施し平成15年度予算案を作成。</p>	<p>研究開発について、目標の達成に向けた着実かつ効率的な実施。</p>	<p>①第156回国会会期末平成15年度新規プロジェクトについて、NEDOに対し研究開発資金の交付を行い、NEDOにおいて研究開発実施者の公募、採択及び契約を行う。 ②平成15年末及び③それ以降継続して研究開発を着実に実施。</p>
---	--------------	---	--	--------------------------------------	--

<p>経済産業省は、関係府省と協力して、平成14年度に、挑戦することの社会的認知向上のための企業改革賞等を創設する。</p>	<p>経済産業省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成14年10月16日、内閣総理大臣表彰として「企業改革経営者表彰」(3名)及び「新事業挑戦者表彰」(4名)を行った。 ・平成14年12月15日、平沼経済産業大臣と新事業挑戦者表彰受賞者等が出席して「頑張れ!ものづくりタウンミーティング イン 東大阪」を開催した。 	<p>・経済構造改革を国民全体の取組として推進する観点から、卓越した経営手腕を発揮して企業改革等を行い、他の経営者等の模範となる良好な成果を挙げていると認められる経営者個人を内閣総理大臣が表彰した。また、その表彰受賞者がタウンミーティングの場において企業改革の取組事例等を紹介して国民と直接対話することにより、経営者等の意識改革を全国に広げ、挑戦することの社会的認知向上に向けた取組が進展した。</p>	<p>・企業改革等に向けた経営者等の意識改革を全国に広げ、また、挑戦することの社会的認知向上を図るための取組を引き続き進める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成15年3月16日、平沼経済産業大臣と企業改革経営者表彰受賞者3名が出席して「企業改革タウンミーティング イン 東京」を開催し、企業改革の取組、成果及び苦労等をご紹介いただき、経営者等の意識改革を全国に広げ、挑戦することの社会的認知向上を図る。
--	--------------	--	---	---	--

<p>総合科学技術会議は、関係府省と協力して、基礎研究を重視するとともに、科学研究費補助金等の競争的資金の割合を拡大する。また、競争的資金の成果について厳正な評価を行うなど、制度改革を推進する。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>・H15年度予算要求において増額要求。 ・プログラムオフィサーの設置等制度の見直し。</p>	<p>・15年度政府予算案 52.8億円 ・優れた研究成果が得られ、かつ発展の見込まれる課題を継続するため、2年間延長を可能とした。</p>		<p>②平成16年度予算要求において増額の予定。 ②独立行政法人化後、機構定員上のプログラムオフィサーを設置予定。 ②③総合科学技術会議の議論等を踏まえて、制度の見直しを検討。</p>
<p>平成14年度中に産業活力再生特別措置法に基づく委託研究先への特許権の帰属について、原則、関係府省全研究委託費への拡大を図る。</p>	<p>総合科学技術会議、経済産業省</p>	<p>経済産業省では、主要関係省庁からなる日本版バイ・ドール各省庁連絡会を開催し、当該連絡会において、各省庁の委託研究予算に日本版バイ・ドールを適用するよう要請するとともに、各省庁の取り組み状況について調査、とりまとめを行った。</p>	<p>大学等における研究成果の産業界への移転を促進し、大学発ベンチャー等の新規事業創出を図った。</p>		<p>経済産業省として、平成15年度以降も、引き続き各省庁の取組状況についてフォローアップを行う予定。</p>
<p>経済産業省は、平成14年度中に国有特許を民間へ譲渡する場合の価格決定ルールを設定する。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>経済産業省では、平成14年度中に、事例等を基に、国有特許等の譲渡・移転に係るモデル的な価格決定手続き及びそのルールを作成する。また、各省庁に対する説明会において、特許取引事例等に関する情報提供を行い、国有特許の民間への譲渡・移転に向けた取り組みを促す。</p>			

<p>文部科学省、経済産業省及び関係府省は、事業化支援や起業家育成（インキュベーション）事業の充実等により「大学発ベンチャー1000社計画」を推進する（平成14年度以降3カ年）。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>大学発ベンチャーを担う起業家・経営人材の育成、大学発ベンチャー事業者に対する経営面での支援及び大学連携型の起業家育成施設（ビジネス・インキュベータ）の整備を図ること等を通じ、「大学発ベンチャー1000社計画」を推進しているところ（平成15年度大学発ベンチャー関連予算案474億円を国会に提出）。</p>	<p>大学発ベンチャー数は平成14年8月末時点で424社（筑波大学調べ）。</p>	<p>起業家・経営人材育成の促進を図る。また、大学研究成果を活用した大学発ベンチャー創出を促進するためTL0に対し更なる支援（海外出願に対する強化支援等）を行う。</p>	<p>①第156回国国会期末 ②平成15年末 ③それ以降 「大学発ベンチャー1000社計画」達成のために、大学に埋もれている多くの未活用の技術シーズを基にした事業化の推進を図る。</p>
<p>文部科学省、経済産業省は、平成14年度も引き続き、民間人の大学への登用、産学におけるワンストップ窓口の整備など、大学等における連携推進体制を構築する。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>産学におけるワンストップ窓口を整備し、大学における連携推進体制を構築するため、大学研究成果を民間企業に技術移転を行うTL0（技術移転機関）の整備促進を行っているところ（平成14年度予算額：2.5億円）。また、TL0の技術移転機能の充実を図る観点から、TL0に対する補助金の交付やTL0が研究成果の一元管理を行う産学共同研究に対する支援事業（大学発事業創出実用化研究開発事業）等を行っているところ。</p>	<p>平成15年3月時点で31の承認TL0を設置。</p>	<p>引き続きTL0の設置促進を続けるとともに、TL0と大学の組織間での連携を図る。</p>	<p>①第156回国国会期末 ②平成15年末 ③それ以降 平成15年度もTL0の整備促進等を引き続き実施することとしている（平成15年度予算案：6.0億円）。</p>

<p>文部科学省、経済産業省は平成14年度から、大学発ベンチャーの育成、公設試験機関や企業の有する基礎研究の実用化等の観点から、マッチング事業等を推進する。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>大学の研究成果を活用して、産学が連携して実施する実用化を目指した研究開発に対し、企業側が研究資金を拠出すること、事業化計画が明確で有ること等を要件として研究開発の管理を行うTLO等を通じ、研究開発に必要な経費の一部をマッチング補助（補助率：2/3）する事業を実施しているところ（平成14年度予算額：22.2億円、平成14年度補正予算額：30.0億円、平成15年度予算案：24.1億円）。</p>	<p>本事業を活用した実用化研究は既に開始されており、研究開発終了後5年間の売り上げベースで7,276億円の経済効果が達成される見込み。</p>	<p>大学に埋もれている多くの未活用の技術シーズについて実用化を目指した産学共同研究を一層促進する。</p>	<p>①第156回国会会期末 ②平成15年末 平成15年度も当該事業を引き続き実施することとしている。</p>
--	--------------	--	--	--	---

<p>・総合科学技術会議は、関係府省と協力し、高信頼ソフトウェア基盤開発プログラム、次世代半導体技術等次代の産業基盤を構築するプロジェクトベースの研究開発を推進する。</p> <p>・総合科学技術会議、関係府省が協力して、半導体微細加工技術、燃料電池やマイクロ電池、超微細製造技術、光技術等ナノテク、IT等を応用した基盤的技術の開発や普及を産学官で重点的に推進する。</p>	<p>総合科学技術会議 関係府省</p>	<p>・経済産業省においては、(1)研究開発が実用化に直結するような経済活性化のための研究開発プロジェクト（フォーカス21）を創設し、平成15年度予算政府原案において、367億円を重点投入。また、平成14年度補正予算として、一部プロジェクトを前倒し実施（総額65億円）。</p> <p>(2)国の研究開発投資をライフサイエンス等の重点4分野に戦略的に重点化するとともに、効果的・効率的に推進することを目的として、個々の技術開発プロジェクトを大括り化し、技術開発の具体的な目標設定と成果の市場化までの道筋を示した19の「プログラム」による一元管理を実施。</p> <p>なお、プログラムについては、平成15年度予算政府原案において19プログラム全体で1325億円を投入。</p>	<p>平成15年度予算政府原案及び平成14年度補正予算に反映。</p> <p>・環境・エネルギー ・情報家電・ブロードバンド・IT ・健康・バイオテクノロジー ・ナノテクノロジー・材料の4分野について平成14年12月に「産業発掘戦略」を策定。</p>	<p>・引き続き、経済活性化のための研究開発プロジェクトの着実な実施が重要。</p> <p>・「産業発掘戦略」（平成14年12月内閣官房策定）を踏まえて、研究開発プロジェクトを実施することが重要。</p>	<p>②平成15年末及び③それ以降</p> <p>・引き続き、経済活性化のための研究開発プロジェクト等の真に政策的意義の高いプロジェクトを選定するとともに、「産業発掘戦略」を踏まえ、研究開発プロジェクトの効果的・効率的な実施を着実に進行。</p>
<p>経済産業省は、平成15年度から、中小企業技術革新制度（SBIR）について、関係府省による一層積極的な活用を促すため、統一運用の策定等を行うとともに、同制度を通じて開発された製品の利用促進を図るため、関連情報の提供を一層充実させる。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>・平成14年11月、「SBIRに係る成果事例集」を作成済み。</p> <p>（統一運用方針については平成14年9月9日に策定済み。）</p>	<p>・「SBIRに係る成果事例集」を約2,000部作成し、関係府省と協力の上、広く民間企業や政府・自治体・研究機関に対し関連情報を提供済み。</p>		<p>②平成15年末</p> <p>・平成15年度予算成立後、「平成15年度中小企業者等に対する特定補助金等の交付の方針」を策定する。</p> <p>・平成15年度SBIR特定補助金等の公募及び事業実施段階における、統一運用方針の実行に努める。</p>

<p>総務省及び関係省庁は、平成17年度までに世界最高水準の高度情報通信ネットワークを形成し、安全性・信頼性を推進する。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>日中両国の国家のプロジェクトとして位置づけの下、中国内において、我が国の情報通信機器を用いた実証実験を実施することにより、日中それぞれの地域で共同してIPv6対応した情報通信機器の高い実用性を検証する。平成14年度はIPv6試験網の構築を実施。</p>	<p>IPv6に対応した情報通信機器の高い実用性を検証。</p>	<p>IPv6ネットワーク設備とシステムの基盤技術、IPv6に典型的なアプリケーション技術、標準化に関すること。</p>	<p>①第156回国会会期末 IPv6ネットワーク設備とシステムの基盤技術、IPv6に典型的なアプリケーション技術、標準化に関する共同研究を実施。 ②平成15年末 IPv6ネットワーク設備とシステムの基盤技術、IPv6に典型的なアプリケーション技術、標準化に関する共同研究を実施。 ③それ以降 IPv6ネットワーク設備とシステムの基盤技術、IPv6に典型的なアプリケーション技術、標準化に関する共同研究を実施。</p>
--	--------------	---	----------------------------------	--	---

<p>経済産業省は、平成15年度中に中小企業のおおむね半数程度がインターネットを活用して電子商取引等を実施できるようになるとの目標のもと、「中小企業IT化推進計画」を着実に実施するとともに、</p>	<p>経済産業省</p>	<p>・平成14年度の実施率については、平成15年1～2月に実態調査を実施。</p>	<p>・平成13年度の電子商取引の実施率は平成12年度に比べ約4%増の22%。</p>	<p>・平成14年度末時点の実施率を踏まえ、検討。</p>	<p>①第156回国国会会期末平成15年度中に電子商取引実施率50%という目標達成に向け、引き続き各施策を実施。</p> <p>③それ以降 平成16年1～2月に電子商取引の実施状況のフォローアップを行う。</p>
<p>製造・配送・販売三層全体での経営の最適化を推進し、企業連携の革新を促進する。</p>	<p>経済産業省</p>	<p>平成15年度予算として、以下の2事業を新たに計上。 (1) サプライチェーン全体最適化基盤整備等事業 [3.0億円] (2) 次世代物流効率化システム研究開発事業 [1.0億円]</p>	<p>平成15年度から3年程度計画で実施する事業のため、成果はこれから。</p>	<p>平成15年度から3年程度計画で実施する事業の着実かつ効率的な実施。</p>	<p>①第156回国国会会期末 → 早期の予算成立を目指す。 ②平成15年末 → 平成15年度分の事業を成功させる。 ③それ以降 → 平成16年度以降も同事業全体を継続する。</p>

<p>経済産業省は、平成14年度から高度IT人材育成のため、IT技能に関する標準を整備するとともに、経営とITの双方に通じ、経営者の立場に立って経営戦略を支援できる人材（ITコーディネータ）を引き続き育成する。</p>	<p>経済産業省</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・産業界や有識者等で構成される「ITスキル・スタンダード協議会」において「ITスキル標準」の内容について検討を行い、14年12月に「ITスキル標準（Ver1.0）」を発表。 ・平成14年度補正予算事業として、「ITスキル標準」に準拠した人材育成システムの開発と実効性の評価・実証を行う。 ・平成15年2月現在、計2,903名のITコーディネータ及びITコーディネータ補を育成・認定。 ・15FY：7.7億円 	<ul style="list-style-type: none"> ・ITスキル標準（Ver1.0）の発表。 ・e-Japan重点計画において、平成17年度までに1万人のITコーディネータを育成・認定する旨目標を掲げられている中、約3,000名の育成・認定が済んでいるところ。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ITスキル標準及びITコーディネータの普及・活用促進。 	<ul style="list-style-type: none"> ②平成15年末 <ul style="list-style-type: none"> ・ITスキル標準の拡充及びメンテナンス。 ・研修ロードマップの策定。 ・平成14年度補正事業に基づく「ITスキル標準」に準拠した人材育成システムの実行性の評価。 ③それ以降 <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度までにITコーディネータ1万人を育成・認定。
---	--------------	--	---	--	---

<p>我が国の国際競争力を強化し、経済を活性化していくために、知的財産戦略会議が取りまとめる知的財産戦略大綱に基づき、平成17年度までに、関係府省は、迅速かつ的確な特許審査や司法制度のあり方、知的財産の創造・保護・活用の促進、知的財産権侵害品に対する国境措置の強化等の課題について、集中的・計画的に取り組む。</p>	<p>経済産業省</p>	<p><迅速かつ的確な特許審査の実現> 迅速かつ的確な特許審査について、産業構造審議会に特許制度小委員会を設け検討、平成15年1月に中間とりまとめを行った。これを受け、現在今国会に関連法案を提出すべく検討中。 併せて、知的財産戦略大綱において、特許庁に求められている、審査請求期間の短縮に伴う審査請求件数の急増が予想される平成17年度までの総合的な計画を策定する予定。</p>	<p>「知的財産戦略大綱」で指摘されているとおり、質の高い知的財産を生み出す仕組みを整え、知的財産を適切に保護し、知的財産が社会全体で活用され、再投資により更に知的財産を創造する力が生み出されてくるという知的創造サイクルがスピードをもって拡大循環すれば、知的財産は大きな利益を生み、経済・社会の発展の強力なエンジンとなる。知的財産の「創造」、「保護」、「活用」及びこれらを支える「人的基盤の拡充」の4分野において知的財産に関する制度改革を集中的・計画的に実施し、知的創造サイクルを拡大好循環させ、我が国の経済・文化の持続的発展を可能とする知的財産立国を実現する。</p>	<p>知的財産戦略大綱、知的財産基本法で示された課題について、今後も着実な実行が必要。</p>	<p>①第156回国会会期末 迅速かつ的確な特許審査を実現するため、特許法等を一部改正する法律を制定する予定。 また、平成17年度までの総合的な計画を策定し、その後、その着実な実施を図る。</p>
--	--------------	---	---	---	--

＜模倣品対策の強化＞

模倣品・海賊版対策の強化については、二国間・多国間交渉を通じ、侵害国・地域に対し模倣品取締にかかる法令の整備、体制の確保及び運用の改善について働きかけを行った。

特に、中国に対しては官民一体となった合同ミッションを派遣し、中央政府・地方政府に模倣品取締の一層強化を要請した。

また、侵害品に対する国境措置の強化について、関係省庁と連携しながら検討を行い、「関税定率法」を改正予定。

①第156回国国会期末

・関税定率法の施行

②平成15年末

・模倣品・海賊版被害の深刻な国・地域に対して、引き続き模倣品等取締の強化の要請や、取締関係機関の能力の向上のため人材育成協力等を行う。また、これらの取組にあたっては産業界と連携して行う予定。

・国境措置対策については、制度・運用の改善状況を踏まえつつ、侵害疑義物品及び侵害認定品に係る情報開示の促進のための方策等について、関係省庁と連携し、結論を得る予定。

③それ以降

・上記検討を踏まえ、法制面及び運用面での改善策について具体策を策定する予定。

<知的財産の創造・流通・活用>

・企業が知的財産の戦略的なプログラム策定のための参考となるべき指針については、平成15年3月に産業構造審議会経営・市場環境小委員会の報告書を取りまとめ、知的財産の取得・管理指針、営業秘密管理指針、技術流出防止指針を策定した。

・知的財産に関する情報開示については、産業構造審議会経営・市場環境小委員会にて、指針を策定すべく検討を開始。

・特許等の流動化については、産業構造審議会経営・市場環境小委員会にて、制度上・運用上の問題点の解明と対応策につき検討を開始。知的財産権の信託に関する緊急提言をとりまとめた。

・独立行政法人産業技術総合研究所においては、研究・人材評価への知的財産の考慮、知的財産戦略推進のための体制整備を進めるとともに、研究試料取扱規程の制定による環境整備を行った。

①第156回国会会期末

②平成15年末

・知的財産に関する情報開示の指針を策定する予定。

・特許等の流動化について、更なる制度又は運用の改善を含め、検討を重ねる予定。

・3つの指針について産業界に対し、広く普及を行う予定。